鰐農第992号
令和6年3月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大鰐町長 山 田 年 伸

| | | V 4/m3 1.24 1 11 |
|------------------|---------|------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | | 大鰐町 |
| | | (23621) |
| 地域名 | | 大鰐③ |
| (地域内農業集落名) | | (虹貝、虹貝新田、早瀬野、島田) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | | 令和6年3月15日 |
| 励識の相来を取り | まとめた牛月口 | (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

担い手の高齢化、離農が著しく、地域内の大半の水田、樹園地が山間地に点在するため日照時間が短く耕作条件が悪い農地が多い。担い手となる経営体数に比べ、農地面積が圧倒的に多く、農地の活用方法や集積方法の選定が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

限られた担い手が効率的に農地を集積しつつ、水稲、大豆、小麦、りんご、トマトの作付を各地区共通で行うものとする。活用が困難な農地については、林地化等の粗放的管理を検討する。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

| 区域内の農用地等面積 | | ha |
|------------|----------------------------------|----|
| | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | ha |
| | (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

山間部に位置する水田、樹園地については、日照時間が短く水はけが悪い農地が多いことから、担い手への 積極的な集積は行わず、林地化等による粗放的管理を検討する。

虹貝地区にある水田については、基盤整備等を施行することにより活用可能な農地が多いため、耕作条件を整備し担い手への集積を図る。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

| (1)農用地の集積、集約化の方針 山間部にある農地は日照時間が短く、水はけが悪い等耕作条件が悪いため、担い手への積極的わないものとする。同様に、団地化するにあたり十分な農地の確保が困難であることから、積極的な力ず、集積可能な農地を担い手へ集積することを基本とする。 (2)農地中間管理機構の活用方針 担い手への集積が困難な農地において、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクへのでする。 (3)基盤整備事業への取組方針 虹貝地区において、農地の大区画化の基盤整備の施行を検討する。 | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|-------------------------------------|--|--|--|--|--|
| (2)農地中間管理機構の活用方針 担い手への集積が困難な農地において、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクへのでする。 (3)基盤整備事業への取組方針 虹貝地区において、農地の大区画化の基盤整備の施行を検討する。 | | | | | | | | | | | |
| 担い手への集積が困難な農地において、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクへのする。 (3)基盤整備事業への取組方針 虹貝地区において、農地の大区画化の基盤整備の施行を検討する。 | | | | | | | | | | | |
| する。 (3)基盤整備事業への取組方針 虹貝地区において、農地の大区画化の基盤整備の施行を検討する。 |)貸付を基本と | | | | | | | | | | |
| 虹貝地区において、農地の大区画化の基盤整備の施行を検討する。 | XIICENC | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 | | | | | | | | | | | |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 | | | | | | | | | | | |
| A 1 Section and which the bits of a total and the section of the s | | | | | | | | | | | |
| 地区内外を問わず、多様な経営体の育成を図る。 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| L 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | <u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u> | | | | | | | | | | |
| □ ◎燃料・資源・下物等 □ ⑦保主・官珪等 □ ◎展来用地故 □ ◎初宙建揚等 □ ◎ 【選択した上記の取組方針】 | <u> </u> | | | | | | | | | | |
| ①鳥獣被害による耕作意欲の低下を防止するため、猟友会と連携し罠等の設置や追い払い等の対 ③虹貝地区における大区画化等の基盤整備施行後において、スマート農業の導入を検討する。 ⑦農地としての活用が困難な農地については、林地化等による粗放的管理を検討する。 | 対策を行う。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |